

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年2月7日

契約担当者

兵庫県立東はりま特別支援学校長 村 松 好 子

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

(4) 業務を行う場所等

兵庫県立東はりま特別支援学校通学区域内等

(5) 入札方法

上記(1)の件名について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341—7711 内線4936

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒675-0148 兵庫県加古郡播磨町北古田 1—17—17

兵庫県立東はりま特別支援学校 担当 栗山

電話（079）430—2820 F A X（079）430—2821

電子メールアドレス hharima_shien@pref.hyogo.lg.jp

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和5年2月7日（火）から同月14日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和5年3月1日（水）午前10時から

場所 兵庫県立東はりま特別支援学校事務室内（兵庫県加古郡播磨町北古田1—17—17）

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和5年2月28日（火）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年2月27日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期限までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。特に入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of the head of the procuring entity:

Muramatsu Yoshiko, Principal of Higashiharima special school in Hyogo

(2) Main content of contract:

The work of taking children and students in special school from the bus stop at their school district to their school by the private bus, and supporting them in the bus for Higashiharima special school in Hyogo, controlling and overhauling the bus.

(3) Contract period: From April 1, 2023 to March 31, 2024

(4) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 February 14, 2023

(5) Deadline for tender:

16:00 February 28, 2023 by direct delivery

16:00 February 28, 2023 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms. kuriyama, Higashiharima special school in Hyogo

1-17-17 Kitahuruta, Harima-chou, Kako-gun, Hyogo 675-0148

TEL (079) 430-2820

入札件名：兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託

【配布書類】

- 入札説明書
- 仕様書
- 契約書（案）
- 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- 委任状
- 仕様等に関する質問書
- 入札書（初度）（記入例含む）
- 入札書（再度）
- 入札辞退書（初度）
- 入札辞退書（再度）
- 見積書（入札不調時協議用）
- 入札の注意事項

入札説明書

令和5年度兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和5年度兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託
- (2) 入札公告日
令和5年2月7日
- (3) 仕様
別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（内線4936））

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前出2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して令和5年2月14日（火）午後4時までに4(1)の場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

- (1) 申込場所
兵庫県立東はりま特別支援学校(〒675-0148 加古郡播磨町北古田1-17-17) 担当：栗山
電話番号：(079)430-2820
- (2) 申込期間
令和5年2月7日（火）から同月14日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の毎日午前9時から午後4時まで
- (3) 申込書類
ア 「一般競争入札参加申込書」を作成のうえ上記(1)の申込場所に持参または郵送すること。
イ 前出2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。
ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合は、申請手続中であることを証明する書面（審査窓口の受付印が押印された申請書等）を令和5年2月14日（火）午後4時までに上記申込場所に提出すること。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和5年2月17日（金）までに入札参加申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）で通知する。

については、返信用封筒（定形長3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、84円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を提出し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和5年2月20日（月）から同月22日（水）まで

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和5年2月27日（月）までに書面により回答する。

(5) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時及び場所

日時 令和5年3月1日（水）午前10時から

場所 兵庫県立東はりま特別支援学校事務室（加古郡播磨町北古田1-17-17）

(2) 前出4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて提出すること。

7 入札書の提出方法

(1) 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下、「郵便等」という。）による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「入札事項名」、「初度入札」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、令和5年2月28日（火）午後4時までに下記の場所に必着すること。

兵庫県立東はりま特別支援学校 担当：栗山
〒675-0148 加古郡播磨町北古田1-17-17

ただし、入札資格審査時点で県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない者は、開札の日時までには物品関係入札参加資格を有すると認められなければ入札書を受理できない。

(2) 入札書を持参する場合は、前項に示した期限までに、前項に示した提出先に持参すること。

(注) 令和3年4月1日からの入札書等様式の押印廃止に伴い、参加者負担軽減のため、例年実施していた入札会場で入札箱へ投入することによる提出方法は実施しない。初度入札の結果、落札者がいない場合は再度入札へ移行する。再度入札書については、別途提出を求める。再度入札が不調になった場合、速やかに随意契約に移行し、希望者と協議を行う。見積書はFAXや電子メール（「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレス）

ドレスからの発信に限る)による提出も可とする。

8 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。
 - ア 入札事項名は、前出1(1)に示した名称とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。
- (3) 落札の決定は、入札書の「入札金額」欄に記載された総価格をもってする。
また、落札価格は、当該総価格の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえに入札すること。

9 仕様書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書で質問すること。
 - ア 提出期間
令和5年2月7日(火)から同月20日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - イ 提出場所

兵庫県立東はりま特別支援学校 担当：栗山
所在地：〒675-0148 加古郡播磨町北古田1-17-17
電話番号：(079)430-2820 FAX：(079)430-2821
電子メールアドレス：hharima_shien@pref.hyogo.lg.jp

ウ 提出方法

- (ア) 質問書を持参、郵送、FAX又は電子メール(「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る)により提出すること。
 - (イ) 電子メールによる送信にあたっては、パスワード付き圧縮ファイル(ZIP形式)とし、パスワードは別メールで通知すること。
 - (ウ) 電子データは、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックしたものであること。
- (2) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間
令和5年2月22日(水)から2月27日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
の午前9時から午後4時まで
 - イ 閲覧場所 前出4(1)に同じ。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年2月27日(月)午後4時までに納入しなければならない。
ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結する場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
保険期間は本県入札の参加申込後で、令和5年3月1日(水)以前の任意の日を開始日とし、令和5年4月1日(土)以降を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札希望金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え提出すること。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前出2に示した一般競争入札参加資格がない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前出2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前出1の物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が令和5年2月27日（月）午後4時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、令和5年3月1日（水）以前の任意の日を開始日とし、令和5年4月1日（土）以降を終期とする入札保証保険に加入すること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
- (6) 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。
- (7) 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、前出7及び(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者の

- うち、前出7、(3)又は(4)に違反し無効となった者以外の者
- (10) この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 契約書の内容については、落札者との協議に応じる。
- (2) 落札者は契約担当者から交付された契約書に記名押印し、令和5年4月1日（土）までに契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (5) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他の注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

19 交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 仕様書
- (3) 契約書（案）
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- (5) 入札書、委任状、入札辞退届

20 調達事務担当

兵庫県立東はりま特別支援学校 担当：栗山
所在地：〒675-0148 加古郡播磨町北古田1-17-17
電話番号：(079)430-2820 FAX：(079)430-2821
電子メールアドレス：hharima_shien@pref.hyogo.lg.jp

令和5年度 兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託仕様書

この仕様書は、スクールバス運行管理業務の概要を示すものであって、受託者は現状に応じ、ここに記載されていない事項については、兵庫県立東はりま特別支援学校長（以下、「発注者」という。）と協議のうえ、誠意をもって行うものとする。

なお、本契約は運転員や添乗員の提供のみならず、車両の整備、修理、燃料、備品、消耗品等の購入、車両運行管理のための事務手続及び事務処理全般等、車両運行管理全体にかかる請負契約である。また、本県所有のバスを用いた、いわゆる「自家用自動車管理業」であり、道路運送法上にかかる事業許可は不要である。

1 委託業務について

受託者は、仕様書に基づき、法令を遵守し、安全かつ適正に運行の業務等を行うこと。

① 車両の運行に関する業務

- ア 受託者は、発注者が作成した運行計画に基づき運行すること。（別紙のとおり）
但し、安全運転の確保等が困難と判断する場合は委託者と協議することとする。
- イ 受託者は、この業務に適した運転員（大型自動車第二種運転免許証を保有し大型バスの運転経験を有することが望ましい）を配置すること。また、運転員の病気等に備え、特定の代替運転員を配置し、予め書面にて発注者に通知すること。

ウ 運行にあたっては、運行前点検から運行、運行後点検、清掃までを行うこと。

(ア) 基準内運行

- (i) 生徒登校日における通常の児童生徒の送迎に伴う運行（長期休業期間中における登校日を含む。） 予定日数198日

なお、運行日数が予定日数を下回った場合には、別途提示する全車両が登校・下校ともに運行しなかった日数に応じた額を減額する。ただし、バスが車庫を出発後に暴風警報の発令等により休校となった日については運行日として、減額しない。

（参考）令和4年度の基準内運行減額単価

1日あたり 9,083円

- (ii) 各学期前、車両変更時等における試走

(イ) 基準外運行

上記(ア)以外において校外活動等学校長が教育上必要とする活動に係る運行

なお、基準外運行については、別途提示する走行距離に応じた額を委託料に加えて支払する。

（参考）令和4年度の基準外運行単価

1kmあたり115円

② 介助（児童・生徒の乗降、乗車中の介助及び安全確保）に関する業務

- ア 受託者は、仕様書に基づき児童生徒の乗降、乗車中の介助及び運行安全の確保のため、この業務に適した添乗員（介護職員初任者研修修了者（ホームヘルパー2級研修相当）または介護福祉士の有資格者が望ましい）を配置すること。
- イ 受託者は、添乗員の病気等に備え、特定の代替添乗員を配置し、予め書面にて発注者に通知すること。
- ウ 受託者は、添乗員に対し、障害特性の理解及びコンプライアンスについて、研修等により周知徹底すること。

エ 添乗員は、バス1台に2名とする。

③ 車両の点検、整備、修繕等の維持管理に関する業務

善良な管理者の注意をもって、車両が完全かつ適切に使用できるよう、点検、整備及び修繕等の維持管理を行うこと。なお、下記の点は、委託業務に含むので、注意すること。

ア 法定点検（車検、3か月点検）

(7) 道路運送車両法その他関連法令等に基づき適切かつ完全に実施すること。
但し、重量税及び自動車賠償責任保険料、法定リサイクル料金については、発注者が負担する。

(4) 受託者において法定点検を実施できない場合は、必要に応じ協議を行い、当該事項に関する再委託を認めることがある。

イ 道路運送車両法等に基づく日常点検を行うこと。

ウ 燃料、オイル等について、購入及び補充を適切かつ完全に行うこと。

エ 車両の整備等について、あらかじめ仕様書において指示したものは、時期等について、学校と協議の上、行うこと。

オ 点検、整備、修繕等の状況は、必要に応じ発注者へ協議するとともに、その結果は書面により発注者へ報告すること。

カ 車両の故障等により運行不能な時は、代替車両により児童・生徒の通学を確保すること。なお、原則、点検・整備等は、発注者と調整し、スクールバスの運行日以外に実施すること。

キ 整備管理者の選任、届出等、法令に基づく必要な手続を行うこと。等

④ 車両の美化に関する業務

車両の内外の清掃を日常的に行い、清潔に保つこと。

⑤ 上記①～④に付随する業務

2 車両について

(1) 受託者は、発注者が所有するバスを無償で使用することができる。また、発注者が所有するバスは委託業務以外に使用しないこと。

(2) 受託者は、車両管理のための事務手続、事故処理全般等について適正に処理すること。

3 業務の履行について

委託業務の履行にあたって、委託者が別途提示する項目を遵守するとともに、次の事項を守らなければならない。

ア 受託者は、委託業務の完遂を期するため、（運転員及び添乗員のほかに、）管理責任者を置くこと。

イ 管理責任者は、運転員（及び添乗員）を指揮監督するとともに、特別な委託事項の処理及び、円滑な業務の履行を管理し、発注者との連絡にあたらせること。

ウ 受託者は、運転員（及び添乗員）に対し、受託者の従業員であることを示す名札を着用するなど、その地位を明確に、業務の迅速かつ適切な遂行を期すること。

エ 管理責任者は、運行開始前に運転員（及び添乗員）の健康状態を確認するとともに、運転員の呼気をアルコール検知器により検査すること。酒気帯びがあった者は運転に就かせず、酒気帯びのないことを確認した代替運転員を運行にあたらせること。

オ 受託者は、積雪、交通渋滞等による道路状況の変化を常に把握し、安全運行及び正常運行に努めること。

カ 運転員（及び添乗員）は、障害の実態を正しく理解し、常に児童生徒の状況把握と安全

確保に努めること。

キ 受託者は、車両管理確認日誌、(介助日誌、)車両走行実績及び車両管理報告書により、その業務履行について、発注者の検収を得ること。

ク 発注者は、運転員(及び添乗員)に著しく不相当と認められる者がある場合、受託者にその交代を求めることができるものとする。

4 緊急時の対応および連絡について

(1) 受託者は、自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、発注者と協議のうえ対応を決定する。

(2) 受託者は、事故及び不測の事態等が発生した場合は、直ちに緊急連絡先に連絡するとともに、発注者と協議のうえ事故等の処理にあたること。受託者は、安全運行上の問題が生じた場合は、発注者と別途協議すること。

5 経費区分について

委託業務にかかる経費は、受託者が負担すること。また、経費について、発注者が負担するもの等は下記のとおりとする。但し、発注者が負担するものについて、受託者の故意または過失による場合はこの限りでなく、受託者が負担すること。

(1) 車両の維持管理等に要する備品及び消耗品については、下記により行うものとする。なお、本仕様書により指示したものについては、受託者が実施し、経費負担すること。但し、発注者が経費負担を行う場合は、発注者の規定により行うので、必要に応じ事前に協議すること。

① 備品(車両本体から独立し、かつ常備されている標準装備のもの)の購入については、原則として発注者が行い、負担するものとする。

(発注者が実施、負担するものの例)

非常用工具、ジャッキ、三角表示板、フロアマット、シートカバー(クリーニングを含む。)、スペアタイヤ、赤旗、非常灯発煙筒 等

② 消耗品(車両の美観、性能維持等、日常の車両手入れに使用するもの及び燃料)の購入については、受託者が行い、経費負担するものとする。

(受託者が負担するものの例)

用品:ワックス、ガラスクリーナー、ポリッシュクリーナー、洗浄ウォッシュ液、バッテリー、曇り止め、タイヤチェーン等

用具:洗車ブラシ、モップ、ウェス、バケツ、タワシ、ほうき、毛バタキ、脚立ホース等の洗浄用品、消臭用品等

燃料:ガソリン、軽油等

(2) 車両の整備、修繕については、下記により行うこととする。なお、本仕様書により指示したものについては、受託者が実施し、経費負担すること。但し、発注者が実施、経費負担を行う場合は、発注者の規定により行うので、事前に協議すること。

ア 発注者が負担のもの

(イ) 車両に係る下記の修繕で、1箇所の見積額が10万円(税抜き)を超えるものについて、故障等による機能欠損、低下等が認められ、スクールバスの運行上、影響があると発注者が認めたもの。

A エンジン機構、動力伝達機構、ステアリング機構、前後アクスル機構、排ガス機構、電子制御機構、乗員保護機構、ブレーキ機構、空調機構、タイヤ等本来より車両に付帯したもの。但しタイヤ(スタッドレスタイ

ヤを含む。)の購入、取付け、処分について、仕様書において指示した場合を除く。

B ボディー外板の塗装、剥離、錆、雨漏り及び車両内部のシート等経年劣化によるもの

(イ) 児童・生徒の行為に起因する損傷を回復するもの。

イ 受託者が実施、負担するものの例

(ア) オイル類（グリスアップオイル、エンジンオイル等）および尿素水（AdBlue）の購入とその補充、交換等

(イ) バッテリー、ファンベルト、各種電球、ブレーキパッド、ボルト類等消耗摩耗部品とその交換

(ロ) タイヤ（スタッドレスタイヤを含む。）の購入、取付け及び処分。但し、仕様書において指示をしたものに限る。

(ハ) 上記ア(ア) A、Bのうち、1箇所の見積額が10万円（税抜き）以下のもの

(ニ) 仕様書において、特に指示したもの

(ホ) その他受託者が必要により設置する機器等及びその維持、撤去費用

(3) 重量税及び自動車賠償責任保険料、法定リサイクル料金については発注者が負担する。

(4) 車両の故障等の緊急時の代替車両に係る経費については、下記のとおりとする。

ア 代替車両にかかる経費については、発注者と受託者は料金等について別途協議するものとする。

6 再委託等について

(1) 受託者は、受託業務の全部を一括して第三者に委託することはできない。

(2) 受託者は、発注者が承認すれば委託業務の一部を第三者に委託することができる。

(3) 発注者は、必要に応じて受託者と協議し、その業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、スクールバス運行委託料から委託に要する経費を減額する。

7 任意保険の加入について

受託者は、下記を最低限とした任意保険に加入すること。

(1) 対人賠償については無制限、対物賠償については1事故につき無制限、人身傷害補償は1人につき3,000万円の任意保険。

(2) 児童生徒の乗降、乗車中の介助及び運行安全の確保のため業務を行う添乗員を被保険者とし、添乗業務中における事故に対応した、死亡・後遺障害500万円、入院1日につき5,000円（支払日数1～180日）、通院1日につき2,500円（支払日数1～90日）の任意保険（傷害保険）。

(3) 受託者は、保険証券の写しなど任意保険の加入内容等がわかる書類を、発注者へ提出すること。

8 損害賠償

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

9 個人情報の保護について

受託者は、個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)第12条の規定に基づき、事業者には個人情報に対する安全確保の措置を講じなければならない。(契約書内「個人情報取扱特記事項」参照)

10 見積内容について

入札にあたっては、委託内容に従い、下記の費用を見積の上、入札書を作成すること。

- (1) 人件費・・・給料・手当・賞与等及び業務従事者の健康管理に係る経費
- (2) 燃料油脂等・・・軽油(ガソリン)・オイル交換等・冷暖房等
- (3) 車両修繕費・・・法定点検・整備・修繕・消耗品費等

※「スクールバス状況表」に示す令和5年度整備を要する事項等にかかる整備費、摩耗部品の取替え及び車検における消耗品、調整費、各種申請費用(発注者が負担する重量税及び自動車賠償責任保険料、法定リサイクル料金は除く。)を含む。

- (4) 諸経費・・・事務諸費・任意保険料・一般管理費

下記(「スクールバス状況表」に示す令和5年度整備を要する事項等に記載のもの)については、令和5年度に交換(廃棄物処理を含む。)等を委託業務として指示するので、十分注意の上、入札すること。

※整備時期等については、発注者と協議の上、決定すること。

11 その他注意事項

- (1) 関係書類等に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団または暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。なお、業務の一部を第三者に委託する場合については、その第三者にも上記誓約書の提出を求めることとする。
- (3) 運転員及び介助員等が勤務に際して利用できる駐車場(駐車スペースを含む)を校内に確保できないので、自動車での来校は控えること。ただし、本校付近にある民間駐車場を受注者が本契約とは別に利用することに関しては、差し支えない。

令和5年度スクールバス運行計画

県立 東はりま 特別支援学校

運行系統名		1系統	2系統	3系統	4系統	5系統					
使用車両	車名	いすゞ	三菱	いすゞ	いすゞ	いすゞ					
	車種	中型	大型	中型	中型	中型					
	仕様	ツーステップ	低床・ワンステップ	ツーステップ	ツーステップ	ツーステップ					
	型式	SDG-RR7JJCJ	QKG-MP35FM	2DG-RR2AJDJ	2DG-RR2AJDJ	2DG-RR2AJDJ					
	登録番号	姫路200 は 360	姫路200 は 519	姫路200 は 589	姫路 200 は 644	姫路200 は 565					
	年式	24 年式	25 年式	R1 年式	R2 年式	30 年式					
	座席数	37 席	47 席	37 席	37 席	37 席					
	[内、補助席等数]	補助 0席 車椅子 0席	補助 0席 車椅子 0席	補助 0席 車椅子 0席	補助 0席 車椅子 0席	補助 0席 車椅子 0席					
運行距離	1回当たり(登校時)	13.2 km	13.0 km	26.1 km	35.9 km	30.0 km					
	[回送距離内数]	(1.5 km)	(4.0 km)	(7.2 km)	(9.2 km)	(9.2 km)					
	年間合計	5,280.0 km	5,200.0 km	10,440.0 km	14,360.0 km	12,000.0 km					
		R5.4.1 見込数	R4.5.1 人数	R5.4.1 見込数	R4.5.1 人数	R5.4.1 見込数	R4.5.1 人数				
乗車人数	小学部	12	12	11	14	4	9	10	9	9	9
	中学部	14	12	8	8	9	10	11	11	7	10
	高等部	5	4	11	9	8	7	8	10	12	9
	計	31人	28人	30人	31人	21人	26人	29人	30人	28人	28人
	増減	3		△ 1		△ 5		△ 1		0	
添乗介助員数		2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人		
運行状況	始発バス停所在地	加古郡播磨町	加古川市野口町	高砂市朝日町	高砂市中島	高砂市中島					
	バス停数	7 か所	4 か所	5か所	5か所	5か所					
	登校 (月～金)	{ 68 分 } 7:32 ~8:40	{ 43 分 } 7:57 ~8:40	{ 50分 } 7:55~8:45	{ 75分 } 7:30~8:45	{ 57分 } 7:48~8:45					
	下校	<月火木金>	<月火木金>	<月火木金>	<月火木金>	<月火木金>					
		①{ 37 分 } 14:50 ~15:27	①{ 21 分 } 14:50 ~15:11	①{ 49 分 } 14:50 ~15:39	①{ 37 分 } 14:50 ~15:27	①{ 52 分 } 14:50 ~15:42					
	<曜日> [運行時間]	<水> ~	<水>	<水>	<水>	<水>					
		①{ 37 分 } 13:50 ~14:27 ②{ 0分 } : ~ :	①{ 21 分 } 13:50 ~14:11 ①{ 0分 } : ~ :	①{ 49 分 } 13:50 ~14:39 ①{ 0分 } : ~ :	①{ 37 分 } 13:50 ~14:27 ①{ 0分 } : ~ :	①{ 52 分 } 13:50 ~14:42 ①{ 0分 } : ~ :					
	(学校から最終 停留所まで)	< >	< >	< >	< >	< >					
		①{ } : ~ :	①{ } : ~ :	①{ } : ~ :	①{ } : ~ :	①{ } : ~ :					

令和5年度スクールバス運行計画

県立 東はりま 特別支援学校

運行系統名		6系統		7系統		8系統			
使用車両	車名	いすゞ		いすゞ		いすゞ			
	車種	中型		大型		中型			
	仕様	ツーステップ		低床・ワンステップ		ツーステップ			
	型式	SDG-RR7JJCJ		2RG-LV290Q3		SDG-RR7JJCJ			
	登録番号	姫路 200 は 397		姫路200 は 693		姫路200 は 499			
	年式	25年式		R4		28年式		年式	
	座席数	37席		49席		37席		席	
[内、補助席等数]	補助 車椅子	0席 0席	補助 車椅子	0席 0席	補助 車椅子	0席 0席	補助 車椅子	0席 0席	
運行距離	1回当たり(登校時)	17.4 km		11.3 km		16.8 km			
	[回送距離内数]	0.7 km		1.3 km		1.4 km			
	年間合計	6,960.0 km		4,520.0 km		6,720.0 km			
		R5.4.1 見込数	R4.5.1 人数	R5.4.1 見込数	R4.5.1 人数	R5.4.1 見込数	R4.5.1 人数	R5.4.1 見込数	R4.5.1 人数
乗車人数	小学部	9	9	10	12	6	3		
	中学部	7	7	11	8	8	8		
	高等部	8	6	7	5	6	1		
	計	24人	22人	28人	25人	20人	12人	0人	0人
	増減	2		3		8		0	
添乗介助員数		2人		2人		2人			
運行状況	始発バス停所在地	加古川市加古川町		加古郡播磨町		加古郡播磨町			
	バス停数	7か所		6か所		4か所			
	登校 (月～金)	〔 40分 〕 8:00～8:40		〔 58分 〕 7:42～8:40		〔 60分 〕 7:40～8:40		〔 〕 : ~ :	〔 〕 : ~ :
	下校	〈月火木金〉 ①〔 52分 〕 14:50 ~15:42		〈月火木金〉 ①〔 43分 〕 14:50 ~15:33		〈月火木金〉 ①〔 42分 〕 14:50 ~15:32		①〔 分 〕 ~	①〔 分 〕 ~
		②〔 0分 〕 : ~ :		②〔 0分 〕 : ~ :		②〔 0分 〕 : ~ :		②〔 〕 :	②〔 〕 :
	〈曜日〉 〔運行時間〕	〈水〉 ①〔 52分 〕 13:50 ~14:42		〈水〉 ①〔 43分 〕 13:50 ~14:33		〈水〉 ① 42分 13:50 ~14:32		①〔 分 〕 ~	①〔 分 〕 ~
	(学校から最終 停留所まで)	②〔 0分 〕 : ~ :		①〔 0分 〕 : ~ :		①〔 0分 〕 : ~ :		①〔 〕 : ~ :	①〔 〕 : ~ :
		〈 〉 ①〔 〕 : ~ :		〈 〉 ①〔 〕 : ~ :		〈 〉 ①〔 〕 : ~ :		〈 〉 ①〔 〕 : ~ :	〈 〉 ①〔 〕 : ~ :

















別表

令和5年度スクールバス運行カレンダー(予定)

	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	運行日数							
4月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	16 日	
5月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				20 日		
6月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			22 日		
7月							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	13 日
8月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			1 日		
9月					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		20 日		
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				21 日			
11月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			19 日			
12月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		16 日		
1月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			17 日			
2月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			18 日			
3月				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		15 日		
計																												198 日										

(注)○印のある日がスクールバスの運行予定日です。

スクールバス状況調査表

コース名	メーカー名 型式	登録番号	年式	排気量	R5. 1. 13時点の 走行距離	基準外運行の状況等	R5年度整備を要する 事項及びその他備考	左記に要する経費
1	いすゞ SDG-RR7JJCJ	姫路200 は360	24	(cc) 6,400	(km) 81,287	燃費 <u>2.9</u> km/ℓ <u>1.3</u> 時間/1回平均 基準外運行年間見込: <u>10</u> 日 <u>26.6</u> km/1回平均 整備状況: エンジンオイル・エレメント交換(4年8月)	タイヤ4本交換 (受託者購入)	@29,000×4=116,000円
2	三菱 QKG-MP35FM	姫路200 は519	25	7,540	79,586	燃費 <u>2.0</u> km/ℓ <u>0.0</u> 時間/1回平均 基準外運行年間見込: <u>0</u> 日 <u>0.0</u> km/1回平均 整備状況: エンジンオイル・エレメント交換(4年8月)	バッテリー交換	@50,000×2=100,000円
3	いすゞ 2DG-RR2AJDJ	姫路200 は589	1	5,120	32,926	燃費 <u>3.3</u> km/ℓ <u>1.2</u> 時間/1回平均 基準外運行年間見込: <u>10</u> 日 <u>17.1</u> km/1回平均 整備状況: エンジンオイル・エレメント交換(4年6・12月)	タイヤ4本交換 (受託者購入) バッテリー交換	@29,000×4=116,000円 @50,000×2=100,000円
4	いすゞ 2DG-RR2AJDJ	姫路200 は644	2	5,120	9,190	燃費 <u>2.4</u> km/ℓ <u>1.6</u> 時間/1回平均 基準外運行年間見込: <u>6</u> 日 <u>33.3</u> km/1回平均 整備状況: エンジンオイル・エレメント交換(4年6・12月)		
5	いすゞ 2DG-RR2AJDJ	姫路200 は565	30	5,120	47,975	燃費 <u>3.6</u> km/ℓ <u>2.3</u> 時間/1回平均 基準外運行年間見込: <u>8</u> 日 <u>43.5</u> km/1回平均 整備状況: エンジンオイル・エレメント交換(4年6・12月)		
6	いすゞ SDG-RR7JJCJ	姫路200 は397	25	6,400	70,085	燃費 <u>3.1</u> km/ℓ <u>1.9</u> 時間/1回平均 基準外運行年間見込: <u>9</u> 日 <u>38.2</u> km/1回平均 整備状況: エンジンオイル・エレメント交換(4年8月)	タイヤ4本交換 (受託者購入)	@29,000×4=116,000円
7	いすゞ 2RG-LV290Q3	姫路200 は693	4	5,190	550	燃費 <u>2.5</u> km/ℓ <u>0.8</u> 時間/1回平均 基準外運行年間見込: <u>1</u> 日 <u>18.0</u> km/1回平均 整備状況:		
8	いすゞ SDG-RR7JJCJ	姫路200 は499	28	6,400	79,121	燃費 <u>4.0</u> km/ℓ <u>0.0</u> 時間/1回平均 基準外運行年間見込: <u>0</u> 日 <u>0.0</u> km/1回平均 整備状況: エンジンオイル・エレメント交換、ブレーキ・オイル交換、オイル・フィルタ交換、錆止塗料、(FR)ハブシール交換、FRカップキット交換、燃料エレメント交換、バッテリー2個交換、Rアウターシール交換、ハブリング交換(4年8月)ワイパーゴム交換(4年11月)	オイルエレメント交換 燃料エレメント交換 R5年度中に新車導入予定 (納期未定)	オイルエレメント 3,500円 燃料エレメント 5,000円

委 託 契 約 書

(総則)

第 1 条 委託者兵庫県立東はりま特別支援学校長 村松 好子 (以下「甲」という。) と受託者 (以下「乙」という。) との間に兵庫県立東はりま特別支援学校の児童・生徒の登下校の用に供する通学バスの運行管理業務 (以下「委託業務」という。) の委託を目的として別添仕様書及び以下の条項を定め、甲、乙ともに誠実に履行するものとする。

(委託業務)

第 2 条 甲は前条の規定により次のとおり乙に業務を委託するものとする。

- (1) 車両の運行に関する業務
- (2) 介助に関する業務
- (3) 車両の点検、整備、修繕等の維持管理に関する業務
- (4) 車両の美化に関する業務

2 乙は、委託業務の目的及び趣旨に従い、関係法令を遵守し、信義を持って誠実に自己の責任で委託業務を完全に履行しなければならない。

(委託車両)

第 3 条 委託業務の遂行のため必要とする車両は次のとおりとし、県が所有する車両については無償で使用させることができる。

なお、甲は新規に購入する車両登録番号が判明した時点で、速やかに乙にバスの仕様及び車両登録番号を通知することとする。

コース名	車両登録番号	車 両	車 名	年式	運行委託系統
1 コース	姫路 200 は 360	中型	いすゞ	平成 24年	別図のとおり
2 コース	姫路 200 は 519	大型	三菱	平成 25年	
3 コース	姫路 200 は 589	中型	いすゞ	令和 元年	
4 コース	姫路 200 は 644	中型	いすゞ	令和 2年	
5 コース	姫路 200 は 565	中型	いすゞ	平成 30年	
6 コース	姫路 200 は 397	中型	いすゞ	平成 25年	
7 コース	姫路 200 は 693	大型	いすゞ	令和 4年	
8 コース	姫路 200 は 499	中型	いすゞ	平成 28年	

第4条 甲が乙に業務委託する期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 甲が乙に業務委託のため支払う金額は、本契約期間につき 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

2 第1項に定める額の12分の1の額を月額とする。乙は、各月分を翌月の10日までに請求することとし、甲は請求を受けた月の末日までに乙に支払うものとする。

なお、月額に円未満の端数を生じる場合においては、3月分で精算する。

(契約保証金)

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金 円（契約金額の100分の10以上）を納付しなければならない。ただし、契約保証金と同額以上の入札・履行保証保険契約を締結し、直ちにその保険証券を提出することにより、契約保証金に代えることができる。

(車両運行の基準及び委託料の変更)

第7条 第1条の目的に従い、児童・生徒の登下校に関する通学バス運行を基準内運行といい、授業時間帯の変更による運行時間の繰り上げ又は繰り下げ及び休日等の振替授業日（代休日を設定）の運行を含むものとする。ただし、甲は、必要に応じて基準内運行日数を減らすことができる。この場合において、運行日数が別紙仕様書に記載されている予定日数を下回ったときは、第5条に定める委託料の減額を行い、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項にいう基準内運行予定日数減に伴う委託料の減額については、1日につき 円とする。なお、委託契約金額を変更する時期は、令和5年11月1日及び別途協議し、決定した日とする。ただし、甲は、予定日数のうち、運行しなかった日数に単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を減額するものとする。

3 甲が学校行事等の都合で第1項の基準内運行以外の目的で通学バスを運行させる場合、これを基準外運行といい、必要が生じたときは、その都度甲・乙協議の上実施するものとする。

4 前項にいう基準外運行についての経費は、1kmにつき 円とし、その請求及び支払いについては、第5条に準ずるものとする。ただし、甲は、走行距離に単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を支払うものとする。

(経費区分)

第8条 乙は次の事項を実施するときは、あらかじめ甲の指示によるものとし、これに要する費用は甲の負担とする。

(1) 自動車損害賠償責任保険、リサイクル料金、重量税に関すること。

(2) 車両の備品（車両本体から独立し、かつ常備されている標準装備のもの）。

(3) 車両に係る下記の修繕で、1箇所の見積額が10万円（税抜き）を超えるものについて、故障等による機能欠損、低下等が認められ、スクールバスの運行上、影響があると発注者が認めたもの

① エンジン機構、動力伝達機構、ステアリング機構、前後アクスル機構、排ガス機構、電子制御機構、乗員保護機構、ブレーキ機構、空調機構、タイヤ等本来より車

両に付帯したもの。但し、タイヤ（スタッドレスタイヤを含む。）の購入、取付け、処分について、仕様書において指示した場合を除く。

② ボディー外板の塗装、剥離、錆、雨漏り及び車両内部のシート等経年劣化によるもの

(4) 児童・生徒の行為に起因する損傷の回復に関すること。

2 代替車両にかかる経費については、仕様書に定めるとおりとし、仕様書に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定する。

(管理責任者の届出)

第9条 乙は本契約の履行に関し、乙の従業員の中から責任者を定め、甲に書面により届出をし、その者に他の業務従事を指揮監督させるとともに、委託業務の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。

(車両の保管場所等)

第10条 車両の保管場所及び方法は、甲の指定又は指示によらなければならない。

(任意保険の加入)

第11条 乙はその管理する車両及び委託業務について、乙の費用負担により、仕様書に定める任意保険に加入するものとする。

(事故の報告及び処理)

第12条 乙は、委託業務の実施により事故が生じた場合には、直ちに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

2 乙は、甲の指示に基づき、委託業務の実施により生じた事故に対する処理手続を行うものとする。

(損害賠償の責任)

第13条 乙（乙の従業員を含む。）は、委託業務の実施により甲若しくは第三者に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

2 乙は、管理する車両を滅失したときは同等品以上の代物を弁償し、毀損したときは原型に復するものとする。

(履行の報告及び確認)

第14条 乙は次の各項により、車両管理確認日誌、介助日誌、車両走行実績及び車両管理報告書をそれぞれ甲に提出するものとする。

2 車両管理確認日誌（様式1）及び介助日誌（様式1-2）は、委託業務実施日の翌日（翌日が休日のときはその翌実施日）に提出するものとする。

3 車両走行実績及び車両管理報告書（様式2）は、委託業務実施月の翌月に提出するものとする。

(遵守事項)

第15条 本契約の履行に当たり乙は、甲の仕様書に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、業務従事者を適正に配置し、指導監督と教育指導を行い、委託業務の趣旨に従い誠実かつ善良な管理者の注意をもって、処理しなければならない。

2 乙は、その委託された車両の善良な管理者として責任をもって管理し、委託業務以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、委託業務の実施中に知り得た秘密及び一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。

(労働法上の責任)

第16条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険関係諸法令その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任を持って労務管理を行い、甲に対し一切の責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(規律維持)

第17条 乙は、委託業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、職場の秩序規律を保持し、風紀の維持に責任を負い、秩序ある業務処理に努め、甲の信用を維持し、甲及び児童・生徒、保護者その他の関係者等に迷惑をかけないものとする。

(個人情報保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するに当たって知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第19条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(調査等)

第20条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して、乙に適正な履行を求めることができる。

(再委託の禁止等)

第21条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても、同様とする。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託期間内に乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込がないとき。
- (2) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第22条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でない認められるとき。

第22条の3 甲は、第22条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 5 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第23条 甲は、第25条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したとき、又は第21条第2項に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第24条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

- 2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせようとした場合において、その

第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第25条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第26条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

（適正な労働条件の確保）

第27条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（遅延利息）

第28条 乙は、第22条の3第2項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

（賠償の予約）

第29条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（管轄裁判所）

第30条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(その他)

第31条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

甲 兵庫県加古郡播磨町北古田1-17-17
兵庫県立東はりま特別支援学校長 村松 好子 印

乙 所在地
名称
代表者職氏名 印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話 番 号
電 子 メ ー ル

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

所在地
名称
代表者職氏名
電話番号
電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲の事務所内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者に関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）















8系統



(様式1)

車両管理確認日誌

令和 年 月 日

会社名 _____

車両番号 _____

担当者名 _____

履行確認 (署名)										
運転区間			運転時間		キロ数	待時間	摘要	車両関係		
			開始	終了						
			・ 分	・ 分	キ	分		入庫時メーター	キ	
			・	・				出庫時メーター	キ	
			・	・				本日走行キロ	キ	
			・	・				燃料補給量	リ	
			・	・				オイル補給量	リ	
			・	・				用品名	本	
			・	・				備考		
			・	・						
			・	・						
			・	・						

管理責任者 確認(署名)		仕様点検実施 運転者(署名)	
-----------------	--	-------------------	--

運行前点検記録表

- | | | |
|--|---|---|
| <p>1. かじ取りハンドル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい遊び、又はがたの有無 ・ 異常な振れ、取られ、重さの有無 <p>2. ブレーキ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 踏みしろの適否、きき具合の良否、片ぎきの有無 ・ ブレーキの液量 ・ ブレーキレバーの引きしろの適否、きき具合の良否 <p>3. タイヤ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気圧の適否 ・ 亀裂及び損傷、異状磨耗の有無 ・ 溝の深さの適否 <p>4. シャシばね</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 折損、ずれの有無 | <p>5. 原動機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排気の色の良い否 ・ 冷却水量の適否 ・ ラジエータ・キャップの取付の良否 ・ ラジエータ等の冷却装置からの水もれの有無 ・ ファンベルトの張りの適否及び損傷の有無 ・ オイルの量及び汚れの適否 <p>6. 燃料装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料の量の適否 <p>7. 乗車装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドア・ロックの良否 ・ 座席ベルトの損傷の有無および取付の適否 | <p>8. 燈火装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点滅具合の良否、汚れ損傷の有無 <p>9. 警音器、方向指示器及び窓ふき器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作用の良否 <p>10. 後写鏡及び反射鏡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 写影の良否 <p>11. 反射器及び自動車登録番号標又は車輛番号標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚れ、損傷の有無 <p>12. 計器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作用の良否 <p>13. 前日の運行において異状が認められた箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該箇所の異状の有無 <p>14. 運転手の呼気中アルコール検査</p> |
|--|---|---|
- ※点検内容について漏れなく点検チェックし、不良個所には×印、異状のない箇所には○印を記入する。

(様式1-2)

介助日誌

会社名 _____

履行確認 (署名)			
年 月 日	令和 年 月 日	天気	
コース名		添乗介助員氏名 (自署又は署名)	
往 路			
復 路			

(様式2)

車両走行実績及び車両管理報告書

下記のとおり報告いたします。

(月分)

車種名 (登録番号)	実走行キロ	燃料使用量		k m / l	修理状況	稼働日数
		ガス	オイル			
計						

令和 年 月 日

会社名

担当者名

一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者

兵庫県立東はりま特別支援学校長 村松 好子 様

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申し込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： _____ 職・氏名： _____

- 4 連絡先（担当者）

所属： _____ 電話： _____

氏名： _____ F A X： _____

メールアドレス： _____

委任状

入札公告されている 兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式 案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	ふりがな 氏名

令和 年 月 日

兵庫県

契約担当者 兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

《連絡先》

部署名：_____

職・氏名：_____

電 話： _____

仕様等に関する質問書

会社名 _____
担当者名 _____
電話 _____
FAX _____
メールアドレス _____

案件名	兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託
-----	------------------------------

番号	質問事項記入欄	回答欄

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

入札書

【初度入札】

1 件名 兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託

入札総計金額 ￥

2 内訳

内 容	金 額	備 考
1 コース		
2 コース		
3 コース		
4 コース		
5 コース		
6 コース		
7 コース		
8 コース		
合計		

上記の委託については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項
その他関係書類及び状況等を熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

令和5年 月 日

兵庫県

契約担当者 兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

当社 課税事業者
なお は、消費税に係る であること届け出ます。
私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

※この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る
予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。

入札書

【再度入札（2回目）】

1 件名 兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託

入札総計金額 ￥

2 内訳

内 容	金 額	備 考
1 コース		
2 コース		
3 コース		
4 コース		
5 コース		
6 コース		
7 コース		
8 コース		
合計		

上記の委託については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項
その他関係書類及び状況等を熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

令和5年 月 日

兵庫県

契約担当者 兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

当社 課税事業者
なお は、消費税に係る であることをお届けします。
私 免税事業者

（注）課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

※この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る
予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。

入札書

【初度入札】

記入例

1 件名 兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託

入札総計金額 ￥10,000,000-

2 内訳

内容	金額	備考
1コース	5,000,000	
2コース	5,000,000	
合計	10,000,000	

上記の委託については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項
その他関係書類及び状況等を熟知のうえ、上記金額をもって入札します。

令和5年 月 日

入札書の提出日を記入してください。
(開札日にはしないこと)

兵庫県

契約担当者 兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

記入必須	住 所	代理人が入札する場合、参加申込書又は 委任状で届け出る必要があります。
記入必須	商号又は名称	
記入必須	代表者氏名 代理人氏名	
記入必須	電 話 番 号	代表者(代理人が入札する場合は代理人) が所属する部署の電話番号、メールアドレス を記載してください。
記入必須	メールアドレス	

当社 課税事業者
なお は、消費税に係る であること届け出ます。
私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

※この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る
予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。

入札辞退届【初度入札】

入札事項 兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託

上記について、都合により 初度入札 を辞退します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

入 札 辞 退 届 【再度入札（2回目）】

入札事項 兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託

上記について、都合により 再度入札 を辞退します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

見 積 書

件名 兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理業務委託

見積金額 ￥

(消費税及び地方消費税別)

上記の業務委託については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項
その他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

※この見積書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に
係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。

連絡先氏名

連絡先電話番号

入札の注意事項

- 1 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書について【期限：令和5年2月14日（火）】
 - (1) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号を明記してください。
 - (2) 代表者ではなく代理人が権限を行使する場合は、権限を行使する者を参加申込書に記入してください。
 - (3) 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録のない支店の支店長等が代理人として権限を行使する場合は、入札前までに変更登録を完了してください。

- 2 委任状について
 - (1) 参加申込時に届け出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入札前までに委任状（押印あり）を提出してください。
 - (2) 権限を行使する者が参加申込時に届け出た代表者又は代理人から変更がない場合は委任状の提出は不要です。
 - (3) 委任者は原則として、入札参加申込者（代表者）と同一とします。
 - (4) 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録のない支店の支店長等が提出する委任状は受け付けできません。

- 3 入札書について【期限：令和5年2月28日（火）】
 - (1) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号を明記してください。
 - (2) 代表者もしくは参加申込書又は委任状で届け出のあった者以外が入札権限を行使するときは入札書の受領ができませんのでご注意ください。
 - (3) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
 - (4) 入札金額を訂正した入札書は無効となります。
 - (5) 初度入札に付し、予定価格を超過していた場合、再度入札へ移行します。再度入札書については、別途提出を求めます。

- 4 見積書について
 - (1) 入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意ください。
 - (2) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号を明記してください。
 - (3) FAX や電子メール（「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る）による提出も可とします。

- 5 消費税及び地方消費税（相当額）について
 - (1) 入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入又は入力しないでください。
※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。